

防衛研究所の善行褒賞に関する達を次のとおり定める。

令和 3 年 1 0 月 5 日

防衛研究所長 齋藤 雅一

防衛研究所の善行褒賞に関する達

(目的)

第 1 条 この達は、防衛研究所に勤務する職員に善行があった場合、当該職員を褒賞し、その行為を顕彰するため必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この達において「善行」とは、職員の道德上の模範的行為をいい、表彰等に関する訓令（昭和 3 0 年防衛庁訓令第 4 9 号）により表彰の対象となる功労及び職務精励を含まないものとする。

(善行褒賞権者)

第 3 条 善行褒賞権者は、防衛研究所長とする。

(善行褒賞の基準)

第 4 条 善行褒賞は、次の各号に該当する場合に行うことができる。

- (1) 人命救助をした場合
- (2) 消火作業をした場合
- (3) 犯人逮捕に協力した場合
- (4) 社会事業に寄与した場合
- (5) その他善行があった場合

(善行褒賞の手続き)

第5条 善行褒賞の上申権者は、企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）とする。

2 上申権者は、前条に定める各号に該当する事実を認めた場合には、次に掲げる事項を明らかにして、その都度、善行褒賞権者に上申するものとする。

- (1) 職員の所属、官職（階級）、氏名
- (2) 善行の内容
- (3) 善行が部内及び部外に与えた影響
- (4) その他参考となる事項

(善行褒賞の実施)

第6条 善行褒賞を実施する場合は、善行のあった職員に善行褒賞状を授与し、かつ、その旨を告知する。

2 前項の褒賞状の様式は、別紙の例による。

(善行褒賞の特例)

第7条 防衛研究所の研修員（防衛研究所規則（昭和33年防衛庁訓令第71号）第3条に規定する研修員及び総合職職員の研修実施に関する達（昭和58年防衛研修所達第2号）に規定する研修員をいう。）が第4条に定める基準に該当し、善行褒賞を必要と認める場合には、褒賞を行うことができる。

2 第1項の研修員が防衛省職員であった場合には、原則として当該職員の所属褒賞権者と協議の上、善行褒賞を行うものとする。

3 研修員の善行褒賞の上申権者は、教育部長とする。

附 則

この達は、令和3年10月5日から施行する。

第 号

善 行 褒 賞 状

企画部総務課

防衛事務官 ○ ○ ○ ○

右は令和○年○月○日出勤の途上○○に
おいて川に転落した小児を発見するや直
ちに身を挺してその救難に当たりよくそ
の貴重な生命を救った
この行為は真に模範たる善行と認められ
るのでここに褒賞する

令和○年○月○日

防衛研究所長

○ ○ ○ ○

注 一 整理番号は発行順に付する。

二 用紙は、日本産業規格B列4版